## 令和7年度東海市「とうかいっ子」応援事業 対象経費取扱基準

交付対象経費及び例	
消耗品費	消耗印刷費(事務用消耗品費、印刷代等) 食料費(会議等の湯茶、賄い材料費) ※お弁当や店舗等での飲食代は対象外。
備品購入費	棚や机など施設に備え付ける物品の購入については 事前に東海市社会福祉協議会へ連絡してください。
報償費	講師謝礼
使用料	会場使用料(電気、水道、ガス等の光水熱費を含む)
役務費	保険料、通信運搬費 (郵便料、通信料)